

障害者福祉課

議案第104号

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

区は、児童相談所を設置する市（区）に政令指定され、令和3年4月に児童相談所設置市になります。

児童相談所設置市として、新たに障害児入所施設の事業に関する事務を処理するに当たり、港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定します。

1 制定根拠

児童福祉法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、制定するものです。

2 区が新たに処理する事務

障害児を入所させ、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設の指定、変更、廃止及び指導を行います。

3 条例の内容

区内の障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めます。なお、本条例で規定する基準は、事務の継続性や区民・事業者への影響等を考慮し、国が定める省令及び都が定める条例と同一の基準とします。

ただし、児童福祉施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設）の最低基準については、別に定める「港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」によります。

4 条例の概要

別紙のとおり

5 施行期日

令和3年4月1日

章	施設概要	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準	その他に規定している事項
第1章 総則 (第1条～ 第4条)	—	—	—	—	第1条～第4条 趣旨、定義、指定障害児入所施設の一般原則、指定障害児入所施設の指定に係る条例で定める者
第2章 指定福祉型障害児 入所施設 (第5条～ 第51条)	障害児を預かり、保護、 日常生活の指導及び独 立自活に必要な知識技 能の付与を行う施設 区内該当施設なし (都内8施設)	第5条 1 嘱託医 2 看護職員 3 児童指導員及び保育士 4 栄養士(40人以下の場合を除く) 5 調理員(委託の場合を除く) 6 児童発達支援管理責任者 7 その他(障害の特性に対応した者)	第6条 居室、調理室、浴室、便所、医務室及 び静養室、その他(障害の特性に対応 した設備)	第7条～第51条 管理者による管理等、児童発達支援管理責任者の責務、運営規程、勤 務体制の確保等、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、あ っせん・調整及び要請に対する協力、サービス提供困難時の対応、受 給資格の確認、障害児入所給付費の支給の申請に係る援助、心身の状 況等の把握、居住地の変更が見込まれる者への対応、入退所の記録の 記載等、サービスの提供の記録、入所給付決定保護者に求めることの できる金銭の支払の範囲等、入所利用者負担額の受領、入所利用者負 担額に係る管理、障害児入所給付費等の額に係る通知等、給付金とし て支払を受けた金銭の管理、指定入所支援の取扱方針、検討等、相談 及び援助、指導・訓練等、食事、社会生活上の便宜の供与等、健康管 理、緊急時等の対応、障害児の入院期間中の取扱い、入所給付決定保 護者に関する都道府県への通知、定員の遵守、衛生管理等、協力医療 機関等、掲示、身体的拘束等の禁止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限 の濫用禁止、秘密保持等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解 決、地域との連携等、事故発生時の対応、非常災害対策、会計の区 分、記録の整備	—
第3章 指定医療型障害児 入所施設 (第52条～ 第57条)	障害児を預かり、保護、 日常生活の指導、独立自 活に必要な知識技能の 付与及び治療を行う施 設 区内該当施設なし (都内10施設)	第52条 1 病院として必要とされる従業者 2 児童指導員及び保育士 3 児童発達支援管理責任者 4 その他(心理指導を担当する職員 等、障害の特性に対応した者)	第53条 病院として必要とされる設備、訓練 室、浴室、その他(手すり、階段の傾 斜を緩やかにする等、障害の特性に対 応した設備)	第54条～第57条 入所利用者負担額の受領、障害児入所給付費の額に係る通知等、協力 歯科医療機関、準用(第7条～第21条、第23条、第25条～第37 条、第39条～第43条、第44条第1項、第45条～第49条及び第51 条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。)	—
第4章 雑則 (第58条)	—	—	—	—	第58条 委任